

農地転用申請添付書類一覧

- 1 表紙 様式 3-1 (4条申請)、3-2 (5条申請) (農業委員会提出分) 1部
 2 続紙 様式 3-3 (農業委員会提出分) 1部

※ 転用面積が、4ha (40,000㎡)を超える場合は、表紙、続紙を各2部提出

書 類 名	内 容
1 所有者であることを証する書面	申請者が土地登記簿に記載された所有者と異なる場合 (例) 相続が未登記の場合→戸籍謄本等 住所が違うとき→住民票抄本等
2 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	全ての土地
3 法人の登記事項証明書	法人の場合
4 定款、寄付行為又は規約の写し	法人の場合
5 住民票抄本	譲受人が個人の場合
6 公図の写し	申請地の周囲の土地の状況を記入する (地番、地目、地積、所有者名)
7 位置図 (縮尺 1/10,000~1/50,000 程度)	役所、駅、その他最寄りの公共施設から申請地までの直線距離を表示すること
8 付近状況図 (縮尺 1/500~1/2,000 程度)	申請地を中心とした半径 500mの範囲の状況を示すこと (国、県道の路線名及び河川名等を表示する。)
9 建物配置図 (土地利用計画図)	申請地に建設しようとする施設の面積、位置及び施設間の距離及び排水計画を表示した図面 (縮尺 1/2,000 以内) 及び立面図等
10 所有者の同意を証する書面	所有権以外の権限に基づいて申請する場合
11 耕作者等の同意を証する書面	申請地に地上権、永小作権等又は賃貸借権等転用行為の妨げとなる権利が設定されている場合は同意書
12 転用行為に必要な資力を証する書面	融資証明、残高証明、議決予算書等、預金通帳コピー (金融機関名・名義人・住所・最終残高等が確認できること) の場合は原本確認が必要
13 他の許認可等が必要な場合は許可があったことを証する書面	当該事業に関連して他法令による許認可等が必要な場合は、これを了している旨を証する書面
14 給水証明	簡易水道給水区域の場合
15 土地改良区の意見書	申請地が土地改良区域内の場合 ただし、添付できない場合は添付できない旨の理由書
16 水利権者・漁業権者その他関係権利の同意書	取水または排水につき同意を要する場合
17 農地復元計画書	一時転用の場合
18 平面図、縦断図、横断図	地下資源採取及び一時転用による埋立・盛土の場合
19 見積書	施設を設置する経費の根拠書類等
20 その他参考となるべき書類	農業委員会、知事が必要と認めて提出を求めた場合
21 委任状、確認書	有資格者に申請を委任した場合

※ 証明書等は原本で申請日前3カ月以内のもの。

※ 受付は毎月10日から15日、許可、不許可の決定は翌月7日ごろ。(申請地の面積、申請内容により、県知事許可及び県意見聴取案件並びに保留等のものは除く。)

※ 受付期間×切日までに添付書類の整備が終了しない場合は翌月以降の審査とする。

「転用許可申請書」作成上の留意事項

※ 代理人申請

- ① 委任は申請人全員とし、全員でないときは、代理申請は受け付けない。
- ② 転用者が許可後転用目的に供することの確認書を添付する。
- ③ 代理人申請（行政書士）にあつては、申請人の押印は不要とする。

- (1) 様式 3-1 の申請人氏名の欄には、申請人が記名押印する。
- (2) 様式 3-2 の申請人氏名の欄には、譲受人及び譲渡人がそれぞれ記名押印する。
その際、申請人が法人である場合には、法人の名称及び代表者氏名を記名のうえ押印する。
ただし、譲受人又は譲渡人が複数の場合は、申請人氏名欄に何某外何名と記入して筆頭者が押印をし、他の者を申請当事者の欄と同形式の別紙に連記のうえ押印して添付する。
- (3) 様式 3-2 の申請主文の「 」内は、「所有権」を「移転」、「賃借権」「使用貸借による権利」を「設定」等それぞれ該当用語を記入する。
- (4) 申請当事者が法人である場合には、氏名の欄に法人の名称及び代表者氏名を、職業の欄に法人の業務の内容を、住所の欄に法人の主たる事務所の所在地をそれぞれ記入する。
- (5) 転用の目的の欄には、次の例を参考に記入する。なお、一時転用である場合には、その旨を記入する。
(例) 一般住宅用地、建売住宅用地、共同住宅用地、店舗用地、農業用施設用地、駐車場用地、通路用地、植林用地、資材置場用地、倉庫用地、工事用地(一時転用)、資材置場用地(一時転用)など
- (6) 許可を受けようとする土地の表示等の欄は、次により記入する。
 - ア 土地の面積は、原則として土地登記簿の地積による。
 - イ 利用状況の欄は、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあつては主たる草名又は家畜の種類を記入する。
 - ウ 10アール当り普通収穫高の欄は、田は米、畑は通常作付作物の申請地における平年収穫高を、10アール当りに換算して記入する。ただし、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記入する。
 - エ 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別等の欄には、「未線引きの都市計画区域」「都市計画区域外」等都市計画法による区分を記入する。※沼田市は市街化区域・市街化調整区域の該当なし
 - オ 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別等の欄には、次の事項に該当する場合にはその旨記入する。
 - (ア) 申請地が農振法による農用地区域内である場合は「農」と記入する。
 - (イ) 譲渡人が贈与税、相続税の納税猶予の特例承認を受けているものである場合は、「税」と記入する。
 - (ウ) 申請地が農林水産省から売渡(法第36条又は第61条の規定によるもの)を受けた土地である場合は、その売渡期日を記入する。
 - カ 記載欄が不足する場合には、同形式の別紙を作成して添付する。
- (7) 転用事由の詳細の欄には、その事業を必要とするに至った理由及び経過、申請面積の敷地を必要とする理由等を詳細に記入する。なお、拡張の場合には、現施設の状況を明らかにする。また、記載欄が不足する場合には、別紙を作成して添付する。
- (8) 事業の操業期間又は施設の利用期間の欄には、原則として転用行為に着手する日を記入するとともに、転用事業により当該土地を利用する期間を記入する。(所有権移転の場合は、原則として永年と記入する。)

- (9) 一時転用の期間については、農地に復元するために要する期間を含めて、必要最小限の期間を設定し記入する。ただし、一時転用を認めることができる最長期間は次のとおり。
- ア 農振農用地内については、転用目的に関わりなく最長3年以内。
 - イ 農振農用地以外については、最長5年以内。ただし、住宅展示場用地については、最長8年以内。
- (10) 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要の欄には、被害がないと思われる場合はその理由を、被害のおそれのある場合にはその原因、範囲、被害防除施設の設置計画等を記入する。また、記載欄が不足する場合には、別紙を作成して添付する。
- (11) 関係法令の許認可申請届等手続状況の欄には、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）、都市計画法、河川法、砂利採取法、採石法、森林法、墓地埋葬等に関する法律、廃棄物処理及び清掃に関する法律等の手続状況を記入する。
- (12) その他参考となるべき事項の欄には、農地以外の土地を一体として利用する場合の農地以外の土地の面積を記入するなど、参考となるべき事項を記入する。